

学校感染症に関わる出席停止等の取り扱いについて

1. 法的根拠

①学校保健安全法第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

②学校保健安全法施行令第6条（出席停止の指示）

校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

出席停止の期間は、感染症の種類に応じて、文部科学省令で定める基準による。

③学校保健安全法施行令第7条（出席停止の報告）

校長は、前条第1項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）

2. 本校における連絡・手続き等

①連絡

感染症による欠席をする場合は、スタサブまたは電話で連絡

※学校から確認の連絡をすることがあります。

②報告内容

診断名

受診医療機関名

受診日

指示内容

・出席停止期間等（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の場合）

・症状（発熱等の症状が出はじめた日も合わせて報告）

※原則、その他の感染症については、出席停止扱いになるかの判断は、学校長が行う

※自宅で検査キットを使用し陽性反応が出た場合も、必ず医療機関に相談し、医師の診断を受ける